

公益財団法人長崎県市町村振興協会
市町振興共同事業助成金助成規程

平成25年4月8日

規 程 第 2 5 号

改正 平成26年3月26日 規程第30号

改正 平成29年1月23日 規程第1号

改正 平成31年3月15日 規程第1号

改正 令和3年2月16日 規程第1号

改正 令和4年3月22日 規程第1号

改正 令和5年3月24日 規程第3号

改正 令和8年2月18日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条第3項に基づく長崎県内の市町（以下「市町」という。）が共通の利益を目的として実施する住民の福祉の増進に資すると認められる事業を対象に公益財団法人長崎県市町村振興協会が助成する市町振興共同事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象となる事業は、市町が共通の利益を目的として、単独又は複数で実施する事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 研修及び調査・研究事業

ア 研修機関派遣事業

イ 地方4団体研修及び調査・研究事業

(2) 地域活性化支援事業

ア コミュニティ活性化支援事業

イ 定住促進支援事業

ウ 地域特産品需要拡大支援事業

(3) 国際交流支援事業

(4) 長崎県防災航空隊常駐化支援事業

2 助成対象経費は、前項に規定する事業の実施に必要な経費とし、別に定めるところによる。

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、市町及び複数の市町で組織する団体等とし、助成対象事業毎に理事長が別に定める。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の毎年度予算に定める範囲内とする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、理事長が定める期日までに、市町振興共同事業助成金助成申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により助成申請があったときは、申請の内容を審査し、助成すべきものと認めたときは、助成を決定し、申請団体に市町振興共同事業助成金助成決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により助成決定を受けた団体が、やむを得ない理由により、事業内容を変更、中止又は廃止をする必要があるときは、市町振興共同事業助成金助成(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)に、理事長が必要とする書類を添付して、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により申請があったときは、申請の内容を審査し、助成の変更、中止又は廃止を認めたときは、変更等を決定し、申請団体に市町振興共同事業助成金助成(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により助成決定を受けた団体は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は理事長が定める期日のいずれか早い期日までに、市町振興共同事業助成金実績報告書(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に実績を報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 領収書又はこれに代わる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定により実績報告があったときは、報告の内容を審査のうえで助成金の額を確定し、申請団体に市町振興共同事業助成金確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条に規定する確定通知を受けた団体は、理事長が定めた期日までに市町振興共同事業助成金交付請求書(第9号様式)により理事長に助成金を請求すること

とができる。

(決定の取消し)

第11条 理事長は、第6条の規定により助成決定を受けた団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市町振興共同事業助成金申請書等助成の申請に必要な書類に事実と異なる記載をし、不当に助成金を受けたとき
- (2) 助成金の決定を受けた事業以外に助成金を使用したとき
- (3) 第8条第1項に規定する実績報告において、事実と異なる報告をしたとき

(助成金の返還)

第12条 前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消された団体は、既に助成されている助成金のうち、その取消しに係る額を、理事長の指定する日までに返還しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。